

令和6年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和6年12月9日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-------|-----------|-----------------|
| No. 1 | 1 2 番 | 藤 田 節 夫 君 | （P 1 3 ～ P 3 0） |
| No. 2 | 1 3 番 | 上 田 秀 人 君 | （P 3 1 ～ P 5 1） |
| No. 3 | 1 4 番 | 大 石 雪 雄 君 | （P 5 2 ～ P 5 6） |

・出席議員（１５名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	６番 鈴木 修君	７番 君島 栄一君
８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君	１０番 真船 正康君
１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君	１３番 上田 秀人君
１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君	１６番 真船 正晃君

・欠席議員（１名）

５番 大竹 憂子君

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

5番大竹憂子君から、病気のため、本日の会議に欠席する旨連絡がありました。

以上、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇12番 藤田節夫君

1. 子育て支援について
2. 交通安全対策について
3. 自動車誤発進防止装置設置について

○12番（藤田節夫君） おはようございます。12番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、子育て支援について伺います。

子育て支援の1つ目として、ゼロ歳から2歳児までの保育料の無償化について伺います。

国は、2019年10月から消費税を10%に引き上げるための代替として幼児教育の無償化に踏み切りましたが、完全無償化ではなく、ゼロ歳児から2歳児の保育料と3歳児から5歳児の副食費については有料とされました。近年の異常なまでの物価高騰で村民の生活は大変厳しい状況になっています。こんな状況下で、子どもを産み育てていくことは大変な労力と出費がかかります。特に、ゼロ歳から2歳児は、おむつ代やミルク代など、大きな負担になっています。

本来なら国でやるべきことですが、岸田首相は異次元の少子化対策をしようと言いながら、何ら具体的な対策もしないで退陣してしまいました。彼がやったことは、軍事費を5年間で43兆円もの予算を国会で審議もしないで決めてしまったことです。戦争で子どもの命や国民の命を守ることはできません。このような状況の中、県内の市町村をはじめ、全国の約半数近くの自治体では、独自の支援で保育料の完全無償化や軽減措置が進められてきています。村としても、少子化対策や子育て支援、若者が安

心して結婚し、子どもを産み育てられる環境にするためにも、保育料の完全無償化に踏み切るべきと思いますが、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

ゼロ、2歳児の保育料を完全無償化にするお尋ねでございますが、保育料の完全無償化を行うためには、不平等とならないように、在宅で子どもを見ている方に対しても何らかの支援が必要となります。その上で、無償化に伴う保育料、約5,500万円についても公費で賄うことになります。

議員おたしのとおり、保育料の完全無償化を実施することができれば、子育て世帯への負担軽減を図ることができますが、相当の財政負担も必要となります。村としても、子育て施策に力を注いでいきたいと考えていますが、まずは、優先的に行わなければならない課題もたくさん山積しております。優先順位をしっかりとつけて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 藤田節夫君の再質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 優先順位をつけて取り組んでいきたいとのことですが、まずは保育料の完全無償化、これが、まず優先的に第一だと私は思っております。

令和5年6月の定例会で、私の保育料の完全無償化についての一般質問に対して、村長は、完全無償化することで子育て世帯の負担軽減を図ることができますと言っております。財源捻出を含め協議を進めてまいりますと答弁していますが、その後の経過と対応についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 令和5年6月定例会のその後の経過ということでございますが、6月定例会後は、村の子ども子育て支援に対する対策について、現在、喫緊の課題として挙げられている待機児童の解消、保育士の確保など、村独自施策の検討協議を進めてまいりました。また、在宅保育支援についても協議を行っているところであります。

今回、本定例会において優先課題となっておりました保育士の処遇改善助成事業を計上させていただいております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 待機児童の解消、さらには保育士の処遇改善ということですが、けれども、その前に答弁いただきました在宅保育支援、これは、保育料の完全無償化をするとこれが不平等になるということで、いつも言われていますけれども、後でもちよっとお伺いしますけれども、以前から、この在宅保育、なぜかという、待機児童が相当いる中で、これこそ不平等であって、保育所に入所できること、入れたくてもできない、こういう世帯があるんです。これこそが、私は不公平なのかなと思います。

村内保育所の料金体系について伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の再質問にお答えいたします。

村内保育園の料金体系についてのお尋ねでございます。

3歳未満児の保育料は、4月から8月分は、前年度の父母及びそれ以外の扶養義務者の村民税所得割の合計額、9月から翌年3月分は、当年度の村民税所得割額の合計によって決定いたします。村の保育料の階層区分につきましては、16階層に分かれており、保育標準時間の保育料は、生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無償、所得中間層の保育料は月額3万1,200円、こちらは、村階層区分Dの6、所得割課税額14万5,000円以上から16万9,000円未満、年収にしますと約150万円から約640万円となります。最高額の保育料は月額4万8,000円となっており、村階層区分でDの12、所得割課税額39万7,000円以上、年収といたしましては1,130万円以上の方の世帯の保育料となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 年収によって違うということで、最低だと年収350万円から400万円、最高の収入だと4万8,000円ということですが、これは月額であって、年にすると、それなりのお金、50万円、60万円とかかりますんで、これはもう相当な出費なのかなと。村で子育てするんであれば、この辺も、やっぱり面倒見ていかなくてはいけないのかなと私は思いますけれども、ゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯は無償ですが、内容をお示してください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯に関するお尋ねでございます。

年齢ごとの令和5年度の実績ですが、ゼロ歳児1名、1歳児2名、2歳児5名、計8名となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 8名ということで理解しましたけれども、村では、第2子、第3子に減免措置が行われていると思うんですけれども、私も、村の資料とかホームページ等で、この減免措置をしている資料を見ますと、はなはだ分からない。これホームページなんですけれども、これによると、子どもが2人以上の世帯の負担軽減から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、ゼロ歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となりますと書かれていますが、内容が、ほとんど分かりにくいので、この辺のことを詳しく説明していただけますか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

第2子以降の保育料減免に関するお尋ねでございます。

第2子の減免につきましては、同一世帯内に保育園や幼稚園に在園している児童のみで数えて、2人目に当たる場合は基本的に保育料が半額となります。ただし、例外として、年齢にかかわらず、保護者と生計同一の範囲内であるひとり親世帯、在宅での障がい者がいる世帯の低所得世帯、年収約360万円未満相当世帯につきましては、第2子の保育料が無償となります。

第2子の減免につきましては、保護者の年収及び第1子の年齢にかかわらず、保護者と生計同一の範囲内である場合には保育料無償となります。ただし、第1子が就職したなど、自身で生計を立てられるようになった場合には、第1子の判定はできなくなります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 第1子は全額で第2子は半額、第3子は無料ということですが、第1子が何歳になるまで第2子は半額なのか、第3子はずっと半額、そういうことでよろしいですね。第1子が小学校に就学したら、次、第2子はまともに全額払うということになるのか。その辺のところ、もう少し伺いたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

第2子の減免につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、第1子の判定の部分で、第1子が就学前までのお子様が幼稚園、保育園などに通園している場合となりますので、第1子目のお子様が小学校に上がった時点で、第2子目の半額という料金にはなりません。ただし、例外として、年齢にかかわらず、ひとり親世帯であったり、在宅の障がい者がいる世帯にとっては第2子保育料は無償という形をとっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 簡単に言うと、2人いて、第1子がもう小学校に上がってしまったら、第2子はまともなお金を、第1子と一緒にお金を払うということなんですよ。これは、全国に見ると、年齢関係なく、生まれたら第2子はもう無料にするとか、全部全て無料にするとか、その上だと半額にするとか、第3子以降は、第1子が何歳になろうと無料というところが結構多いんです、全国のこういった助成をしているところは。村としても、最低限、第1子は取ったとしても、第2子以降は全て半額にするとか、無償にするとか、そのぐらいの助成は西郷村としてできないわけではないと思うんですけれども、村長はどの辺を考えていますか、これ。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

制度としては、先ほど課長が答弁したとおりでありますし、議員のおっしゃること、理解しましたので、今後の検討の課題になるかと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今後の検討の課題ということですが、私は、民営化は反対ですが、この民営化によって9,000万円のお金が浮くとなれば、本来ならば完全無償化を私は求めたいんですけれども、最低、在宅保育の補助とか、保育料の第2子以降は全て無料にするとか、そういった子育て支援を西郷村でやっていくべきじゃないのかなと私は思います。

財源の確保に努めていきたいということですが、今回の民営化で財源が確保されたのではないのでしょうか。浮いた財源で無償化にすることで、子どもを産み育て、安心

して子育てできる村にすることができます。現在も多くの待機児童がいると聞いています。村長は、保育料を無償化することで在宅保育している世帯に対し不公平になると言っていますが、私が以前から言っているように、先ほども申しましたけれども、在宅保育世帯に対して補助することで解決できるのではないのでしょうか。多くの自治体では、もう大分以前からこれを実施しているところもあります。保育所に入れた世帯と待機児童になった世帯では大変な不平等が生まれています。在宅保育世帯に対する支援については、先ほどの答弁では協議中とのことでしたが、今回の民営化で財源が確保されることになるわけですから、ぜひ、実現に向けて子どもの支援に回すべきだと私は思います。

次に、3歳児から5歳児の副食費の無償化について伺います。

このことについても、先ほど質問しました保育料の完全無償化と同じですが、全国の自治体では、保育料の無償化と同時に副食費の無償化も実施されています。小・中学校の給食費の無償化と同様に、保育園の副食費も全て無償にすべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 副食費の無償化ということでございます。先ほど、財源確保できるというお話がありまして、私もちょっと、財源確保できれば、民営化になれば、そういった財源が確保、その前提で議員はおっしゃったのかなということで、賛成していただけるものと私は思っております。（不規則発言あり）

民営化することが、まず、何より財源も支出も収入も、両方バランスよく……（不規則発言あり）ちょっと脱線しましたけれども、保育園の副食費の無償化に関するお尋ねでございます。

3歳から5歳までの副食費の無償化についてですが、学校の給食に関しましては、一昨年から、義務教育であるため、給食費を無償化することで全ての家庭に対し平等に負担を軽減することができます。しかし、保育所等に関しては、全ての家庭が利用しているわけではないため、利用されない方には不平等となる可能性も考えられます。先ほどのゼロ歳から2歳までの保育料無償化のご質問でも答弁させていただきましたが、その上で、無償化に伴う副食費1,210万円についても公費で賄うこととなり、相当の財政負担が必要となります。先ほどの答弁でも申し上げましたが、優先的に何をしなければならないかということをしっかり見極め、優先順位をつけて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 私の先ほどのお話ですけれども、基本的には、私は民営化は反対なんですけれども、ほかの自治体では、そういった財源を村独自で、自治体独自で捻出してやっているんです。その中で、もし民営化、私も矛盾していることは分かりますよ、言っていることは、だけれども、もし民営化して、こういったことはもう公表して議案にも上がっているわけですから、今回、そういった意味では、多分通るんじゃないかなとは思っていますけれども、私は反対しますけれども、そういった財源が

もし生まれるのであれば、ぜひ、そういったことを実施してほしいということなんです、僕は。否決される可能性も当然残されていますんで、それはそれで、村独自財源でやっていただければいい話であって、そういったことも含めて私は質問をしています。

今の答弁も、不平等、要するに、在宅で保育をしている人たちとの不平等とかいうようなことが、同じ答弁なので、これも、やらないことのへ理屈を言っているだけなのかと、私は納得することはできません。

副食費の総額が1,210万円ということですが、村として相当の財政負担になるということです、民営化で約9,000万円財政負担がされるのであれば、全て子育て支援に使うべきではないでしょうか。ちょっと矛盾しているが、これはこれとして答弁していただきたい。

だから、結局、こういった浮いたお金で、副食費のお金も無償化する考えがあるのかどうなのか聞かせていただきます。民営化になった後の浮いた9,000万円で、そういった考えがあるのかどうなのか。通る通らないは別にして、そういった考えは、村長は持っているのか持っていないのか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 通るという前提でお話しさせていただきますと、副食費ばかりじゃないです、子ども・子育て、いろんな分野で、いろんな関わりがあるものですから、あらゆるものを視野に入れながら、副食費の無償化も、当然それも1つの選択肢の中に入れていきながら、子育てをしっかりしていきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 通ったとしての話になってしまうんですけども、両方合わせて6,000万円でしたか、6,710万円、無料化と給食費合わせて。であるならば、できないことはないですよ。今度、村の財源からお金を出さない、その9,000万円を使ってやるということなんですから、そういった意味では、ぜひ実行していただきたい。

いろんな施策はありますけれども、まず、こういったことを村の子どもたちは、村の子どもたちが犠牲になるとまでは言わないですけども、それで得た9,000万円なんで、ぜひ、そういった意味では、保護者負担で子育てしやすい村、今、白河市等々から、結構西郷村に移住して住まわれている方が多いとも聞きます。やっぱりそういうとき、西郷村は子育て支援に力を入れているのかなということで、みんな西郷村に移住してきているのかと思いますけれども、ぜひ、こういったように物価高騰や社会保障、大変な状況なんです、社会保障費等々で、もう50%越えているわけですから、支払いが、さらには、この物価高騰と今言った社会保障、全てのものが値上がりしている中で、村民の生活が大変苦しい状況に追い込まれています。特に子育て世帯は、生活にかかる負担が大きく、生活苦に至っている世帯もあります。西郷村で安心して子どもを産み育てる環境をつくるのが行政の役割だと私は思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、まきば保育園の民営化により確保可能と

なる財源について伺いいたします。

また、これは同じ話になってしまうんですけれども、私は、村長も知っているとお
り、ずっと、みずほ保育園、平成22年4月にみずほ保育園が社会福祉協議会に委託
されました。それからずっともう反対してきているのはご存じのとおりです。

児童福祉法第2条では、地方公共団体は児童の保護者とともに穏やかに育成する責
任を負うことになっています。今回の民営化は、公私連携型といっても、事業の主は
民間であり、経営主体が村から手を離れることは明白です。村は、子育て支援を放棄
したことになるのではないのでしょうか。企業が経営することにより企業母体が不安定
になれば保育経営にも影響が出てくることは確実です。

民営化することにより、村負担が約9,000万円浮くことになるということですが、
民営化による財政効果に伴う支援等の施策について、今後、様々な子育て支援等
に充てることができるとして、5つの施策がありますが、民営化の代償としての施策
としては、村民や保護者の方々が納得できる施策ではありません。

民営化に関する保護者のアンケートの結果、報告書を見ると、全員協議会で頂いた、
ここにずっと出ていますけれども、これを見ると、民営化によるメリットが資料に記
載されていないため正しく検討できない、民営化になり村の財政負担が軽減するなら
ば、ゼロ歳児から2歳児の保育料を減らしたり、産休明けから預けられるようにして
ほしい、説明会の資料は事前に配っていただきたい、民営化の実施で浮いたお金はど
のくらいどのように使用するのか教えてほしい、浮いた財源に対する用途を明確に、
財源を確保するのが目的ではなく、その財源で何をするのかが重要、民営化に反対す
る保護者が多い場合は公立が継続となるのでしょうか、それとも保護者の意見は関与
しないのでしょうか等々、民営化に対する保護者の様々な意見や、民営化に対する不
安の声が数多く書かれていました。中でも、保育料の変更や無償化に関する意見が一
番多く書かれているようでした。このような保護者の意見について、村は丁寧に対応
したのか、伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

村立まきば保育園の民営化に係る保護者アンケート調査の内容に関するお尋ねでござ
います。

民営化に伴う保育園利用保護者への説明会につきましては、令和5年度及び令和
6年度において、これまで3回実施させていただいており、令和5年12月20日に
第1回目の説明会を実施させていただきました。その中で、保護者の皆様に民営化計
画についてご説明をさせていただき、その際に、多くの保護者より、ご質問をお受け
しました。

その後、保護者に対しまして、アンケート調査を実施させていただき、結果につ
きましては、令和6年11月27日に開催した全員協議会での資料、まきば保育園民
営化に関する保護者アンケート集計結果のとおりとなりますが、多くの保護者様よりご
意見をいただきました。いただきましたご意見に対する回答につきましては、回答書

としてまとめ、令和6年2月28日に実施しました第2回目の保護者説明会において回答させていただいております。なお、第2回目の保護者説明会において保護者の方々から出された意見につきましては、次のようなご意見がございました。ご意見に対する回答は、その場で口頭により回答させていただいております。

まず、事業者の選定事務の日程時期、決定の時期、決定後の事業者の紹介の時期について教えてほしいという質問に対し、回答といたしましては、選定事務の時期につきましては、一次審査、書類審査で6月、二次審査、プレゼンテーション、7月末頃、決定の時期は7月末頃、その後、保護者の皆様に説明したいと思っております。決定後の選定事業者の保護者に対する紹介は、11月頃、3回目の保護者説明会を開催して説明したいと思います。なるべく早い段階で説明をしたいと思っておりますと答えております。

次に、アンケート結果でいろいろな意見があったかと思いますが、プロポの業者選定にどのように反映されていくのかとの質問に対しまして、回答としては、基本的には多くの意見としてありました、今までやってきている保育園の内容とか運営とか、継続してやっていただきたい、先生方を変えないでそのままやっていただきたいとのご意見が多くあったのかと思っております。その件につきましては、もちろん、プロポの実施要領の中に含めておりまして、やはり、私たちも、一番影響が出てくるのは預けているお子さんだと思っておりますので、今までの保育形態を変えないのが大事だと考えております。もちろん、実施要領の中に反映させていただいている部分でもありますとお答えしております。

次に、例えば、安全管理を重視しますというのは、アンケートで一番多かったのは、基本的に今までのまきば保育園の運営を継続するということが一番いいでしょうということで、この中に反映されているという理解でよろしいでしょうかとの質問に対し、回答としては、安全部分の管理に関しましては、もちろん非常に難しいところだとは思っております。子どもさんを多く預かるということは、それだけいろいろな事故が起きるという部分はあると思うので、そういう部分におきましては、今までいた先生方が継続してやっていただければ、これまでと同じような安全管理の方法で運営ができるのではないかなということにつながっていくと考えております。

また、監視、指導の部分に関しましては、基本的には県の認可保育園ですので、まずは、何かあった場合には県の指導、監査が入ることになります。もちろん、市町村のほうも協定を結ばさせていただきますので、その内容に違反している場合には、安全管理が守られていないとか、そのほか、いろいろな部分が守られていない部分に関しては、その都度、村が入っていきたいと思っておりますと答えております。

なお、この回答を受け、それが実施要領の中の条件ということですかとの質問を受け、回答として、はいということでお答えしております。

次に、今いる先生方は審査に関わるんでしょうか。先生方が、今の園のこととか、子どもたちのことをよく分かってくださっているので、どのような形で関わるのか教えてほしいとの質問に対し、回答としては、審査委員に関しましてはまだ未決定の部

分があるので、保育園の代表という形で保護者の方の意見を酌んでいこうと考えておりますと回答しております。

以上が、第2回目の保護者説明会時の保護者からの質問内容と回答となります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 2月28日ですか、第2回で、これに書かれているアンケート内容についての返答をしたということですが、保育料のこととか、そういったことが今聞かれなかったんですけれども、そういった意見も確かに数はあったような気はします。そういったことも出ていたと思うんですけれども、細かくは聞きませんが、県の管理で、村としても協定の中に保育士の待遇とか子育てについては、プロポの中で話しているということですが、どうしても、民営化になると、ニュースにもなりますけれども、内部で何か問題があると、隠そう、隠そうとする部分が出てきているんです。意外と、保育事業をやっている事故が起きているところが多いとは思っているんですけれども、そういったところが、公設と民営の違いなのかなと、私は常々思っているところです。

先日、文教厚生常任委員会で、所管事務調査として、岐阜県の北方町に学校編制の在り方ということで研修をしてきました。北方町では、幼保小中一貫教育が行われていて、子ども園、保育園、小・中学校の連携により15年間を見通した教育が実施されていました。町全体として子育てしていることが強く感じられました。また、町の町長は、教育について、ゼロ歳から15歳までの教育をつなげることで、切れ目なく長期的な視野で子育て支援を行うことができると言っていました。西郷村でも財政効果だけにこだわらず、村の子どもたちを村全体で見守っていくことが大事なことだと思います。

民営化することで、事業主は当然もうけを追求することは当たり前で、子どもたちに質の高い保育などは二の次になるのではないのでしょうか。実際、民営化が進んでいる東京などでは、保育士の短時間労働者と派遣保育士が中心となり、保育士の入れ替わりも激しく、担任の先生がころころ替わり、安定した保育園生活ができず、発達段階にある子どもたちに与える影響は計り知れないと言われています。もう少し村民の意見を聞きながら、民営化で浮いた財源の使い道等の検討をするようにも要請しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、生活道路の交通安全対策について伺います。

村内では、村道、県道、国道と、多くの道路が存在しています。人口も2万人を超え、朝晩の自動車の交通も多く、危険と思われる場所がたくさんあります。特に朝の時間帯は、通勤する車と集団登校の子どもたちが重なる時間帯もあり、村内の安全対策にはより一層の注意が必要です。

そのような中、村民の方から、折口原地内の村道の交差点にあった止まれの標識と、道路に書かれてあった止まれの文字が突然撤去されてしまったとのことでした。また、近隣住民からは、以前に死亡事故があった場所なので、四方止まれの標識をつけた経緯があり、優先道路の止まれの看板を相談もなく撤去することはどうなっているのか、

また、通学路になっているため、子どもの交通安全が心配されますなどの意見が数多く聞かれました。

これまで、四方止まれになっていたのに、一時停止をして、お互い譲り合い、事故もなく安全を保たれていましたが、現在は時速40キロのスピードで通過しているため、今までの感覚で一旦停止をしてしまう人もいて、大変危険な状況になっているということです。今回の標識の撤去については近隣住民も知らなかったということですが、経緯、経過について、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

この熊倉字折口原593番地付近の交差点、村道5号線、村道4043号線、村道4045号線が交差する交差点付近の止まれの交通規制標示が消された件につきましては、現地交差点において、本年5月27日に白河警察署交通課職員2名、上折口原行政区長、建設課、防災課職員立会いのもと、現地を確認しております。その際、福島県警察本部より発出されております持続可能な交通規制の推進に向けた5か年計画等の策定についてにのっとり、本村だけでなく、県内各所において信号機の廃止や交通安全施設及び交通規制標示等の削減をしていく方針である旨の説明を受けたところでございます。

また、この交差点の止まれ標示の消去に至った経緯につきましては、今ほど申し上げました持続可能な交通規制の推進に向けた5か年計画等の策定についてに記載されております一時停止の項目の中の全方向の規制で、交差点に進入する全ての方向を一時停止にしている場合には、交通規制基準に従い、従道路側、いわゆる細い道路側のみに規制を設けるとされており、また、過去3年間に遡り交通事故が発生していないこと、交通量が少ないこと及び主道路と従道路が明確であること等の説明を受けたところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 持続可能な交通規制の推進に向けた5か年計画、これは西郷村だけでなく、県内各所において信号機の廃止や交通安全施設及び交通規制標示等の削減をしていく方針であるということですが、その5か年計画とはどのような内容なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 5か年計画についてのご質問でございます。

こちらは、目的に関しましては、厳しい財政状況の中、将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理を継続するために、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を強力に推進し、抜本的なコストの合理化を図っていく必要があるということで、持続可能な交通規制の考え方を実現するために、令和6年度から令和10年度までの5か年を具体的なストック削減目標期間として設置するとともに、削減のための指針を定め、実効性のある取組の指針を目的として実施しているものでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） よく分からないんですけども、安全より経費削減のほうを重要視するということなんですか。私も持っていますけれども、この計画によると、白河署管内では信号機は7つ削減すると、規制標識柱、これは337件、単年度で67件削減するというか、撤去するということなんですけれども、折口原のあの交差点は、昔の人は知っていると思うんですけども、交通事故、ちょうど四ツ門になっているんで、事故が起きて、4人ぐらい亡くなっているということも聞いております。40年から50年前になるのかなと思うんですけども、そういった危険な箇所なんで、主と従が、道路があるところでも、四方、やっぱり止まれ標識を立てたと思うんですけども、そういった過去のことも、言葉があれですけども、そういったところも無視して、この5か年計画ですか、今、3年と言っていましたよね、3年遡って事故がないところと言った。これもまた矛盾している感じで、このままでは本当に、これはもう絶対なんですか、ちょっとお聞きしますけれども。警察の公安委員会の5か年計画が出ていますけれども、これは絶対的なもので、逆らうことはできないんですか。物申すことはできないんですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

こちらは、県の警察のほうで作成している計画ではございます。しかしながら、村といたしましては、このような比較的交通量が多い道路と認識しておりますこの道路や、子どもたちの通学路となっている等もございますので、村としては要望はしていきたいとは考えております。しかし、こちら、警察のほうで実施するものでございますので、そちらが絶対なのかどうかというのは私は答えられません。申し訳ありません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 私は答えられないということですけども、村長、村民の命、子どもの命、やっぱり守っていく立場なんで、こういった問題で、どのように考えているのか、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

これ、県の交通規制でやるものですから、村で一々要望とか、なかなか厳しいことは認識しております。この箇所が、以前事故があったということ、先ほど担当課長が説明したとおりであります。この交差点は、折口原ソフトボールグラウンドやテニスコートがあり、また、村民野球場や村民プールへ向かう主要な道路であり、交通量が多い道路と認識しております。また、子どもたちの通学路となっていることから、警察へは十分な配慮を求めてきたところでございます。

ただ、交通安全施設や交通標識、交通標示等の規制に関しましては、警察や公安委員会の所管となります。先ほど、お話ししたとおりであります。村としては、今後も所管の警察署に、十分な調査等を行い、拙速な判断によることのないよう、様々な機

会を通して要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 様々な立場というか、機会を利用して要望していくということですけども、今回、私、ちょこっと村内を回ったらば、西郷一中の県道小田倉増見線から西郷一中に入るところの交差点、あそこ、前は点滅信号がついていたんです。あれも撤去されていたんですよ、実は。全然気がつかないんですけども、あれも、やっぱりその5か年計画の一環としてやられたんですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

議員がおただしの信号に関しまして、この計画の一環であるのかとは考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） こういった要望、みんなの学校がとか、村内のPTAのほうから出されて、必要だからつけたと私は思うんです。それが、警察に要望、公安に要望してつけてもらったんだろうけれども、それが、逆に今度撤去するという、どう思っているんですか。だって、経費削減で、人の命に関わることで、そういったことが許されているのかね。勝手に信号をつけたやつを取り払ったり、一旦停止をなくしてしまったり。

だって、今までこれは、継続的に、みんな、村も当然、車も相当数多くなっているし、そういった意味では、もう危険だということでやったんですけども、全部取り除かれているということが、私は納得いかないんですけども、この5か年計画で、公安委員会から言われていることは、このほかにあるんですか。あれば、お答え願います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

こちらに関しましては、やはり、警察のほうとしましては、交通事故の発生状況や交通量、また、先ほど言いましたように、主道路と従道路が明確であるとかということによって、こういった規制をなくしていっていると話は聞いております。そして、今後の計画につきましては、今のところは、話はない状況でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今のところはないということですけども、これはあくまでも交通事故が起きてからつけるという問題じゃないんです。警察でやっているのはそうですけども、何か事故が起きたら、そこに手当てするみたいに。事故が起きないように、犠牲が出ないようにということで、こういった信号とか何か、止まれの標識をつけていると思うんです。それで、村民の中からも要求を出して、ここは危ないんで何とかしてくださいと、で、担当課が公安委員会に行ったりしてお願いをしているんでしょうけれども、全くこれは真逆のことを、交通を守る人たちが、逆に交通事故を引き起こす、そんな対応をしているとしか私は思えないんですけども。

あそこ、当然、村長もみんな知っていると思うんですけども、今回、止まれの標識が外されたところ、今後、村は道路管理者なんで、あの場所を、私も今でも通りますけれども、どうしても止まりますよね、あそこ、もう慣れてきてしまっていますから。後ろから追突される可能性もあるんですけども、そういったことで、村としては、あの場所をあのままにしておくのか、何か対策として、取られたのはしょうがないとしても、事故が起きないように対策を取ることを考えているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

あの交差点の安全対策の質問でございますけれども、防災課といたしましては、交差点があるということを認識させるために、この先交差点注意の看板を設置し注意喚起を図っているところでございます。また、この交差点に限らず、危険な箇所につきましては、引き続き、スピード落とせや通学路につき最徐行等の注意喚起の看板を設置することや、街頭活動や各イベント時に、チラシの配布を通して、交通ルールや交通マナーを遵守して行動する等、一人一人が事故に遭わない、事故を起こさないよう周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、12番藤田節夫君の一般質問の途中ではありますが、これより、午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 現在、あの部分は村のほうでやったと思うんですけども、この先交差点注意と、看板、すぐ立てたんだと思うんですけども、これでは、全然、私も見ているけれども、見えないというか、見にくいというか、分かりづらいということなんで、村の道路管理者として、建設課になるのかな、担当は、あの部分を何か対策するのかどうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしの交差点でございますが、全方向ともに村建設課で管理している道路になります。先ほど、防災課長等のほうからも答弁がありましたように、速度制限や止まれ等の規制、こういったものについては公安委員会や警察の指定となりますけれども、道路管理者といたしましては、一時停止を強調するためのカラー舗装、こういったものの施工や、点滅式の視線誘導標、こういったものの設置を検討しております。

また、この交差点は通学路でもあるため、ドライバーに注意喚起を促すため、通学

路の路面標示なども併せて設置できればと考えております。よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今言われましたけれども、通学路になっているんですね、東高山のほうから子どもたちが歩いて通学しているんですけれども、学校のほうには何か連絡あったんでしょうか、あのことに對しては。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

学校のほうには、西郷一中の点滅の信号機につきましては、春先から学校のほうに連絡がございまして、その在り方についての説明等も、学校のほうの校長のほうにされております。

先ほどおっしゃられました交差点につきましては、私はちょっとはっきり存じ上げませんが、学校のほうには、教頭先生を通して確認されているということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 本来であれば、学校に来て、学校が保護者の方に連絡したり、注意喚起とか必要とは思いますが、そういった意味ではちょっと大変なのかなと思います。

今、建設課長が申されました今後の対策ですけれども、カラー舗装とか点滅、どんな点滅だか、ちょっと分からないんですけれども、さらに、通学路になっているので、その通学路注意みたいなことをしたいということでしたけれども、私が、1か所ちょっと見たんですけれども、米村の集落の真ん中に交差点があると思うんですけれども、小針商店のところですか、あそこに、子ども注意というのが道路に書かれているんです、でっかく、上りと下りと。そういったことも、やることも可能なんではないでしょうか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 再質問にお答えします。

あくまでも建設課としては注意喚起ということですので、子ども注意、こういったものは可能でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） そういったことも考慮して、あの部分を、本当に交通事故のないように、村でできる最善の手当てをしていただきたいと思います。

私、皆さんもそうでしょうけれども、最近、道路を歩いていると、道路に書かれた白線、特に一時停止とか、横断歩道とか、ほとんど消えている部分が多いと思うんですけれども、中央ラインもそうですけれども、そういったところは村で関与できるのか、できないのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） お答えいたします。

道路の外側線、道路の両脇に引いてある白い線、そちらは道路管理者、建設課のほ

うで行っておりますが、ただ、止まれの、こういう白い停止線というのは、警察、公安のほうで対応しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 道路の一番端に引いてある白いラインですか。それだけが村でできる。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） お答えいたします。

あと、中央線です、センターライン。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これは県道、国道関係なく村で引けると。

村道だけ。

了解しました。

ひどいもんで、あれちょっと雨でも降ったらば、ほとんど分からないところがいっぱいあるんですよね。止まれの看板があっても停止線がないと、消えてなくなってしまっているというようなところがあるんで、もう公安委員会がこういうことをやるんだったら、そういうのもしつこく要求して、もう危険で、子どもたち、村民を守ることができないというような、やっぱり要請なり要望書を出すべきじゃないですか。

何か西郷村は、甲子街道とか国道289号線の歩道ですけれども、あれずっと昔から、私、議員になった時代から言っていますけれども、今って、あの折口下、あそこまでしか歩道がないですよ。それも、ちょびっと、何年かに100メートルだったり、そんなことで、まだあれできていないんですよ。何か弱みでも握られているわけじゃないですよ。

でも、何かちょっと、これだけ、会津まで抜けて、車通りが激しい、ましてや自衛隊もいる中で、なぜ、あんなに遅れているんだか私には分かりません。せめて、自衛隊が入っている追原から、国道289号線から追原以降とかは全部歩道はあるんですけれども、それまでが、あと僅かなんですけれども、全然工事が進まないという状況が現実なんです。

命と安全、どちらが大事なのかと、安全があって命なんだと思うんですけれども、言ってみれば、村長も担当者も、本当に真剣になって、こういった問題は取り組んでいていただきたいと思います。

以上で、この質問は終わりにします。

次に、高齢運転者の交通事故防止や事故時の被害軽減を図るため、後付け急発進防止装置の補助金についてお伺いします。

アクセルとブレーキの踏み間違いによる悲惨な死傷事故が多発し、暴走事故が深刻な社会問題になっています。この種の事故は、特に高齢者ドライバーによって引き起こされることが多く、子どもを含む数多くの方が犠牲になっています。

交通事故総合分析センターの調べでは、踏み間違いによる事故は年間約3,000件に上り、2022年度では48人が死亡、4,289人がけがをしています。

す。事故を起こしたドライバーの年代を見ると、70代が23.4%と最も多く、次に、20代が14.7%、80代が13.6%などとなっています。2009年に、東池袋で高齢者が運転する車が歩行車を次々とはね、3歳の女の子と母親が死亡、10人がけがをするという痛ましい事故が発生しております。また、今年の2月には、鏡石駅前で、高齢者が運転する車がアクセルとブレーキの踏み間違いで暴走し、大学生1人が死亡、1人が重症の事故が発生しています。こうした中、運転免許証を返納する人も出てきていますが、村民の方々は、免許を返納すれば生活が不便になってしまう等のことや、まだまだ問題なく運転できると考えている人も多くいることが現実です。

高齢者等の誤操作を補うために、ブレーキとアクセルの踏み間違いを防止する装置や、急発進を防止する装置があります。新車については、踏み間違いによる加速を抑制する機能を2025年6月に法令を整備し義務化することは明らかになっています。既存の車については、後付け急発進防止装置を取り付けることで大事故を防ぐことができます。全国の多くの自治体で、取付費用に対して補助金を出して事故防止に取り組んでいます。村でも、高齢者が安心して運転できる支援と村民の命を守る観点から、急発進防止装置の取付費用に補助金を出すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員の一般質問にお答えいたします。

今ほど、お話がありましたように、東池袋、子どもさん、悲惨な事故、それから、今年に入って鏡石でも事故がありました。私も記憶に新しいところであります。また、3,000件、あるいは48人死亡ということで、多発していることも認識しております。

このことにつきましては、令和6年6月議会定例会においても議員から一般質問があり、本村の地域特性を踏まえ、車がないと生活に不便を生じることや、交通弱者を多く誘発してしまうおそれがあるため、必要な施策として早急に対応してまいりたいと答弁させていただいたところであります。高齢者による交通事故の防止のためには、安全サポート機能付きの自動車の普及、デマンド交通の充実、免許証の自主返納等、総合的に対策を講じていくべきものと認識しておりますが、本村の地域特性から、どうしても自動車を利用しなくては生活自体が困難になってしまう高齢者も少なくなく、後付けの安全運転支援装置に対しても補助の必要性を感じているところでもあります。

このようなことから、本村においては、高齢者施策として、次年度当初から補助制度を実施できるよう準備を進めているところであります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 来年度から補助を実施したいということで了解しました。来年度から実施するということですのでけれども、助成対象年齢は何歳から考えているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 12番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

助成対象者の年齢ですが、対象年齢につきましては、交通事故の統計データ等において、65歳以上が高齢者ドライバーとされていることが多いことや、交通安全白書において、65歳以上の交通事故、死亡者数が高い割合で推移していること等の理由から、対象年齢は65歳以上と考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 65歳ということで了解しましたけれども、助成額は幾らに考えているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

助成額につきましては、安全運転装置の実勢価格や実施市町村の実施状況を総合的に勘案し、補助対象経費の3分の2、かつ3万円を上限に考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この後付け装置、当初は四、五万円でもできたと思うんです。

最近では、結構物価が上がっていて、7万円、8万円ぐらいするようになっているみたいですが、東京辺りでは9割補助しているなんていうところもあるんです。そういう意味では、上限の3万円ということですが、これをもう少し、5万円程度に、私は無償化してもいいのかなと、無料でつけてやってもいいのかなと思うんですよ、だって、命に関わることなんです、これ。やったほうもそうですけれども、受けたほうも一生の問題になってしまうので、こういった装置で、そうやって命を守られるのであれば、村として、できる限り助成すべきではないかと思うんですけれども、これは村長にお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

補助額については、先ほど課長が回答したとおりであります。補助額につきましては、装置によっても、先ほど、4万円から5万円、今は物価上昇で7万円、8万円ということでありまして、受益者負担の考え方、また、先ほども申し上げましたとおり、高齢者による交通事故防止のためには総合的に対策を講じていくべきと考えております。

この制度ばかりが優先されるものではなく、上限を設けた上で実施したいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） できれば、その辺の部品の高騰なんかも含めて検討していただければと思います。

それと、村民の方々は、全部ではないんですけれども、乗用車と軽トラック、大体2台持っている人が多いと思うんですけれども、この助成は、1人1回限りで終了ということになるんですか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） お答えいたします。

助成できる回数につきましては、1人の補助申請者に対しましては1回限りを考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 先ほども申しましたけれども、軽トラと乗用車、年齢は同じ人が乗るんで、同じ80なら80代の人に乗るんで、できれば、そういった方は、事前にもう分かるわけですから、その人がどういう状況なのかということは、その辺も考慮していただきたい。

さらには、申請方法、村でこういう補助金を申請すると、何か難しくて申請がしにくいというのが特例になっているみたいなんで、できれば簡素化していただきたいと思います。こういったことを要請しまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前11時40分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時41分）

○12番（藤田節夫君） 先ほど、米村の部落と、私、発言したらしいんですけど、米村集体と訂正していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（真船正晃君） 許可いたします。

12番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇ 13番 上田秀人君

1. 村立まきば保育園民営化計画と子育て支援について
2. 特定健診事業と介護保険事業について

○ 13番（上田秀人君） 13番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目といたしまして、村立まきば保育園民営化計画と子育て支援についてということで伺いたいと思いますけれども、まず、1点目といたしまして、村立まきば保育園民営化について伺いますということで、村の保育事業の理念並びに方針についてお示しいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

村立まきば保育園民営化計画についての村の保育事業の理念と方針についてということでもありますけれども、現在、村は、子育てを通じ、家庭と地域の協力のもと、そこで生まれた子どもたちの成長を見守り、将来子どもたちが村を支える人材へと成長してくれることを目指しております。

また、子どもたちのよりよい子育て環境をつくるとともに、社会全体で子育て世帯を応援する環境整備を行い、子どもを安心して産み育てることができ、いつまでも住み続けたいと思うことができる希望を持ち、安心して暮らせる村づくりの実現を目指し、子どもが育ち、親が育ち、地域が育つ、人が実る西郷村を基本理念として、様々な施策を進めております。

その基本理念を村の柱としつつ、保育事業に係る村の方針としましては、国が定める保育指針や基準にのっとり、各保育園で定める保育理念、保育方針及び運営方針による質の高い保育サービスの提供、さらに、園児一人一人の個性に合わせた保育サービスの提供に努めております。その他、待機児童の解消と保育人材の確保に努めること、多様化する保育ニーズに対応するために保育士の負担軽減やキャリアアップ支援を行い、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育できる環境づくりの構築に努めることとしております。

なお、現在、第1期西郷村子ども計画を策定しております。この計画は令和7年度から令和11年度を計画期間とし、村の子ども子育て等に関する施策をまとめたものとなります。この計画内で改めて村の基本理念や方針を定めていくこととなります。

○議長（真船正晃君） 上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○ 13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけれども、まずはじめに、私、この場で、子どもの権利条約という話をしているんですけれども、村長、その話というのは覚えておられますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

そのことは聞いております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○ 13番（上田秀人君） 聞いておりますというか、覚えていますかと私は聞いたんです

けれども。私、この場で、子どもの権利条約については3回か4回ほど話をしています。現執行体制になってから1回話したというふうに記憶しています。その中で必ず言っているのが、全ての子どもは無条件で愛される権利を有するというので、この言葉はいつも言っていたつもりです。

この子どもの権利条約については、1989年に国連総会で採択されて、翌90年から施行されて、日本においては1994年批准されたというふうに記憶しております。日本においては、村長も具体的に詳しいと思うんですが、昭和22年に児童福祉法が制定されていると。今の児童福祉法を見直してみますと、第1条で、児童の権利条約に関する条例の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他等しく保障される権利を有するとされています。

ですから、子どもの権利条約が、この児童福祉法の中にも盛り込まれているというふうに思います。さらに、この子どもの権利条約の中では、子どもは弱くて大人から守られる存在という考えではなく、一人の人間として、その権利、人権を持っていると規定されていると。子どもが権利の保有者であり、それを守るのが義務の担い手としての国、ここでは村として置き換えますけれども、規定されている。また、子どもを育てる責任は親にあり、国がそれを支援するとあります。この国は、また村と読み替えますけれども、そこで再度伺いますけれども、子どもの権利条約の基本的な考えとして、先ほどの答弁にもちょっと含まれていましたけれども、いわゆる差別の禁止、子どもの最善の権利、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、この4つで表わされていますけれども、これは、児童福祉法や子ども基本法にも取り入れられています。村として、この子育て支援、保育事業の理念として、きちんと定義されているのか再度確認します。いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時48分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時49分）

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど言われました議員のことですけれども、今後の令和7年から4か年の子ども計画の中にしっかり盛り込ませていただくということでもあります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） すみません、もう一度お答えいただいていいですか。今、そっちのほうで金属音がして、聞き取れなかったんで、もう一度答弁をお願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 再度お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたことについては、今度の子ども計画の中に盛り込んでいくということですので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今後、令和7年からの計画の中で組み込んでいくということで、今、答弁いただいたというふうに理解しますが、その答弁ですと、村としてきちんとした理念はないんじゃないかと思ってしまいます。

私と思うのは、理念なくして、方向も方針も子育て計画もないというふうに考えます。村の子どもさんたちに対して、今の村の子どもたちをきちんと見据える、そして、村の子どもたちに対して今何が必要なのか、何をすべきなのか、そのことを今、村は第一義的に考えるべきだというふうに考えます。それを基に、きちんとした理念を持ってこの方針を決めるべきだと考えますが、理念がはっきりしないと方向性も見据えられないと今お話ししましたが、そこがはっきりしないまま民営化というのは私はあり得ないと思うんですけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 理念については、先ほどお話ししたとおりでありまして、これを基に、また、令和7年度の計画に盛り込むということで、別に間違っているとは思っておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 国の方針に従ってということで、新たにまた計画を立てていくということで、理念は、それが理念なんだということで、今答弁だと思いますけれども、では、続いて、民営化を進めようとする理由について伺います。

さきの全員協議会の説明の中で、現状と背景の中で、民間活力を導入することで効果的、効率的な施策、事業の推進、健全な財政運営が進められるものという説明がありましたけれども、はじめに、効果的、効率的な施策、事業の展開について具体的にお示してください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

民営化を進める理由、村立まきば保育園の民営化でありますけれども、平成28年4月より、みずほ保育園が民営化となり、それ以降、まきば保育園の民営化についても検討を進めてまいったところであります。各種計画等に掲げる村の方針や行政評価、これは外部評価ですが、意見を参考に、民間活力の導入により、様々なノウハウ、発想力、人脈を生かした保育サービスが実施できることや、財政面の運営費削減が可能なことを総合的に判断し、民営化し運営を行ったほうが効率的であるとの結論に至っております。

特に、財政的な部分に目を向けますと、公立保育園運営にかかる費用について、国・県からの補助を受けることができません。民営化することで、国・県からの財政負担を受けることができるようになり、その額は、現時点での推計になりますけれども、9,000万円程度となります。10年になれば9億円ということになります。

なお、民営化で生じる財政効果につきましては、子ども・子育て支援、保育士、保育園の支援などに活用していきたいと考えております。

以上が、民営化を進める理由となりますが、村としましては、公立・私立の形態に関わらず、村の子どもたちの保育環境を維持することで、村としての公、おおやけの責任を果たすとともに、保育環境ばかりではなく、全ての保育家庭における子育て支援のサービス向上につなげ、その家族が笑顔で、子どもを中心に幸せな生活を送ることができる支援をしていくことが、公の責任と思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたわけですが、この効率的、効果的という言葉、辞書で私今回調べてみました。効率的については、効き目が目に見えて表れる様、ある働きかけによって表れる望ましい結果、効果的については、仕事量と消費されたエネルギーとの比較、労力に対する得られた成果の割合というふうに書いてありました。

この言葉の意味だけを捉えると、結果を求めているんじゃないかと思ってしまうんです。要するに、先ほど話がありましたように、民営化をすることによって、予算的には9,000万円ほどのお金が、余裕が出てくるというお話でした。その結果を村は今求めているんじゃないんですかというふうに言いたくなるんです。

さきに、理念のときにお話ししましたように、子ども一人一人は人間として人権と権利を持っていますよということをお話ししました。ですから、子どもの成長に結果を求めるのではなくて、一人一人に合った生き方と育ち方を優先すべきとだというふうに考えますけれども、そういうお考えはお持ちですか。もう一度確認します、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 成長に結果を求める、それは当然でありますし、一人一人の個性を大事にすること、これも大切なことと私は思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私が言っている結果というのは、金銭的な結果の部分なんです。お金を節約するために、節約というのは変な言い方ですが、浮かせるための結果を求めているだけなんじゃないんですかと聞いているんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お金じゃなくて、将来、子どもたちにどう成長させるかという、そういう結果は、私は責任あるということのお話で、金ではありません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） お金ではなくて、本当の意味での成長の結果を求めるということで、そこは理解をしたいなというふうに、今、自分に言い聞かせていますけれども、民間活力の導入ということで、健全な財政運営が進められると資料にありました。このことについて伺いますが、この言葉を聞いて、私、思い出したのが、2001年に

小泉内閣が発足した頃のことを思い出しました。

民間活力の活用論、あとは規制緩和です。民間活力の活用論については、公的責任において実施されてきた事業を民間市場へと投げ出した、公的責任を放棄したというふうに私は理解しています。規制緩和においては、今、トラックやバスのドライバーさんがいないということで大きな社会問題になっていますけれども、この不足する原因の一つとして考えられているのが、仕事の内容と賃金の格差があります。賃金というのはドライバーさんの賃金。規制緩和によって、運送会社やバス会社が、その数が増えることによって、運賃の引き下げが横行されたというふうに私は理解する。それによって、適正な運賃収入が得られない状況が発生します。その影響が、いわゆるドライバーさんにのしかかってくる。ですから、トラックの運送屋さんに関しては、過積載や過重労働が強いられてた。そのことによって、重大事故の発生、安定した収入を得ることができず、会社が、大変今苦しんでいるような状況にある。路線バスにおいても、いわゆる稼ぎ頭の観光路線が、きちんと、今、会社が乱立したことによって価格競争が起きた、それによって、バス会社の運営がかなり厳しくなってきた。それが、今、この地方の路線バスの廃止につながってきているんじゃないかというふうに考えます。今までは、観光バス路線で得た収入で、路線バスの維持にお金を回してきた。それによって、地方は路線バスなんかも守られてきたというふうに私は考えるわけであります。

また、保育園の話に戻りますけれども、公立保育園の運営経費や保育施設の整備費用について、それまでは、国庫負担金や補助金を実施されてきました。この小泉内閣が推奨している民営化とかの話の中で、国庫負担金や補助金が廃止されたと、さらには一般財源化されたと、そこから民営化が始まってきたというふうに私は理解をしています。

これによって、いわゆる2000年には公立保育園が全国では1万2,723か所あったそうなんです。ところが、約10年後、2019年には8,332か所に減ったと。要するに、391か所が減ったというふうに言われています。さらには、財務省からの圧力もあって、定員管理の計画、この策定も自治体に対して求めてきたというふうに理解をしております。ですから、公的保育園の保育士の削減を求めてきた経緯があるのではないかというふうに考えます。

これらについて、いわゆる地方自治の本旨に関わってくる問題ではないかというふうに考えます。さらには、日本国憲法第92条に定める地方自治の本旨の確保、今申し上げましたけれども、地方自治法第1条並びに同条第2項の考えに反するものではないかと考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか、伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 答弁、お待ちください。

ただいま、13番上田秀人君の一般質問の途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13 番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員の先ほどの質問にお答えいたします。

過去に遡ると、当時の小泉内閣が規制緩和ということで、民間活力を事業に保育所運営、国庫補助の廃止ということで、今日に至っていることであります。

今子どもが少ない状況です。80 万人ショックから今 70 万人ショックということで、非常に子どもが少ない。今人口減少に歯止めをかけながら、人口交流そして人口増加につなげていかなければならない、そういう意味を持っているかと思います。

そのためには、やはり選ばれる西郷村が必要かと思います。その基本となるのが、やはり子育てが充実したこと、それから医療、高齢者福祉の充実、教育、商工業、農業の向上、そういったことがあるかと思います。

今喫緊の課題は、保育士不足です。それら処遇改善を今回これを民営化することによって、財政を安定化させ、9,000 万円ということが先ほどから出ていますけれども、それによって安定した保育、そして子育てをしていきたいということでありまして、いずれにしても公から民になっても、公私連携型ということで最後まで村が責任を持つということですので、どうかそのことを理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13 番上田秀人君。

○13 番（上田秀人君） 私、先ほど先にいろいろ規制緩和の話とかしまりましたよね。多分質問の要点が分かりづらかったかなと思うので、もう一度確認します。

小泉内閣によって、それまで国庫負担金や補助金で保育園の運営というのは行われてきた。国からお金が来ましたよね。それが、小泉内閣によって一般財源化が進められたと、それによって自治体が保育園を運営するのがかなり厳しくなってきたということですよね。そのことに関して、私が聞いたのは、地方自治の根幹に関わることだというふうに発言をしたつもりです。そのことが、いわゆる日本国憲法第 92 条並びに地方自治法の第 1 条並びに同条 2 項に反する考えではないかと、そのことを村長に伺いたいということで聞いたんですけれども、もう一度確認します、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） そのことに反するかどうかは、私はコメントしません。

○議長（真船正晃君） 13 番上田秀人君。

○13 番（上田秀人君） コメントしませんがと言われると、何とも言いようがなくなってしまうんですけれども、法の解釈の仕方いろいろあるかと思います。法を研究する専門の学者さんもいたりしますので、その解釈の仕方だとは思いますが、私は明確に法に反する考えだというふうに申し上げておきます。住民の福祉につながらな

い。児童福祉法第24条各号にも反する考えではないかというふうに、ここで申し上げます。

その児童福祉法の第35条の第4項の中に、内閣府での定めるところによりという部分がございますよね。それによって民営化することができるというふうなうたっていますよね。ただ、その1項目だけを捉えて、公的サービスの一つであるこの保育事業を民営化、いわゆる経済産業のところに丸投げしてしまっただけで本当にいいのかということを確認したいんですけれども、村長、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 丸投げではありません。公私連携型ということで、村が責任を持って最後まで面倒を見るということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 理解しろと言われても、これは非常に理解できない部分がございます。

あとは財源の話で、今いろいろさせてもらったんですけれども、先ほど12番議員の質問と答弁の中で、9,000万円というお金の金額が出ましたよね。このお金に関してなんですけれども、今ほど申し上げましたように、いわゆる一般財源化として村にこれまで入ってきたんですか。今、西郷村は不交付団体に切り替わるということで、多分一般財源化されたそのお金9,000万円というのは、入ってこないのかなと思うんですけれども、それ以前には入ってきていたんですか、確認します。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 上田議員の一般質問にお答えします。

公立保育園の運営費につきましては、小泉首相の三位一体の改革以降、普通交付税の基準財政需要額に算入されておりましたので、今現在、西郷村は昨年度から不交付団体ですので、それについての交付はございません。

今度民営化しますと、補助金、負担金という形で来ますので、それについては確実に来ると思われます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、不交付の前は含まれてきたという話でしたよね。村には金額が幾ら入ってきたのか、ちょっとお示してください。

○財政課長（渡部祥一君） 金額につきましては、普通交付税の基準財政需要額の中の社会福祉費の一部になりますので、逆に交付税の交付につきましても、基準財政総額から基準財政収入額を差し引いた額が交付税になりますので、その具体的な数字というと、ちょっと今ここではお答えできません。

すみません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ですから、9,000万円という金額が示されたのは、要するに出口の出ているお金ですよね。その部分を削減するというので、だから財政削減

が主の目的ではないんですかというふうに私は捉えてしまいます。

そこをちょっと確認したいんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 上田議員の一般質問にお答えします。

今ほど出口というお話ですけれども、出口といいますと歳出になりますので、今のお話の中では歳入なので、入り口と私たちのほうでは考えているのですが（不規則発言あり）算出方法につきましては、そのようになると思われます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 歳出のほうから追いかけた9,000万円ということで理解をしたいと思っておりますけれども、次にですね、次の質問の項目のほうに移りたいなと思うんですけれども、要するに、その9,000万円という金額を使って、村としましては待機児童の解消に向けた保育士の確保と保育士の処遇改善事業について、今後対応に取り組んでいくということで、お話を聞いております。

村がこれまでに取り組んできたことに関しては、理解をしております。さらにそこで伺いますけれども、今後どのように保育士の方の確保と処遇改善を行っていくのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 保育士等の処遇改善ということでありまして、待機児童の解消に向けた保育士確保と保育士の処遇改善でありますけれども、保育士の確保と処遇改善の今後の取組としましては、本定例会補正予算に計上しておりますが、保育士等処遇改善助成金事業の実施を考えております。

事業内容としましては、対象者は資格の所持云々にかかわらず、月額給与に上乗せで支給することを考えております。常勤で資格ありの方には月額2万円、資格なしの方には月額1万5,000円、非常勤で資格ありの方には月額1万円、資格なしの方には7,500円を上限としております。ただし、上乗せにより生じる法定福利費の事業者負担分をただいま申し上げた金額に含めることができる予定ですので、実際の処遇改善額は先ほど申しあげました額より下回ることになるかと思います。

また、非常勤の方で配偶者の扶養の範囲内でお勤めをされている方もいらっしゃいますので、そのような方に対して支給するかどうかは、各園の判断に委ねることとする予定であります。

なお、この事業の実施に当たりましては、他市町村においても市町村独自の同様の処遇改善を実施しているところがございます。しかし、支給対象については、常勤の保育士資格を有する方に対してのみとしている市町村がほとんどであります。村の子どもたちの保育をしているのは、資格を有する保育士のみではなく、給食や保育補助など無資格で働く方々も全て同様に村の子どもたちのために働いていただいていると思っておりますので、村としましても、そのような方々も支給対象としたいと考え、予算計上をさせていただきました。

その他、これまでも実施しております保育士確保事業として、保育士就職準備貸付

事業、保育士等宿舍借上げ支援事業補助金、民間の保育園で保育士の確保のために人材派遣を活用した場合に補助を行う保育士確保事業補助金についても、継続して実施していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけれども、保育士の方が有資格者、無資格者ということで、金額の提示とかいろいろございましたけれども、いわゆる村においてはゼロから2歳児の子どもさんたちが、待機児童に一番多いと言われていまして、このゼロ歳の方の月齢は何か月目からお預かりする考えですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

受入れのゼロ歳児の月齢の年齢になりますが、現在、生後10か月歳児よりお預かりしております。

民営化後につきましても、生後10か月歳児よりお預かりをお願いしたいと思っておりますが、状況によりましては、村内の保育園のほうが生後6か月齢児をお預かりしておりますので、民営化の事業を受けていただく法人につきましては、状況を見ながら生後6か月齢児のほうのお預かりをお願いしていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 10か月の月齢からということで答弁いただいたんですけれども、村内の保育園の中では、6か月から預かってくださっているところもあるということですね。そうすると、村としても、それは要望に応じてということだと思っておりますけれども、ちょっと矛盾していませんか。今回の補正に上げてきた予算の中では、いわゆる保育士、先ほど言いましたように保育士の有資格者に2万円、無資格者は1万5,000円ということで話ししていましたよね。

月齢6か月から預かるのであれば、看護師が必要なのではないですか。確認します、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

（「暫時休議お願いします」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後1時15分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時22分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） お時間いただき、ありがとうございました。

上田議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしの10か月齢児より6か月齢児に引き下げることで、看護師の配置が必須ではないのかとのお尋ねでした。この部分につきましては、かつてゼロ歳児が9人以上いる場合には看護師または保育士の配置が必須という時代といいますか、ときもございましたが、今は看護師または保健師の必須はございません。

なお、現在、村立まきば保育園では、准看護職員を雇用して保育を実施しております。なお、そのような状況になった場合には、看護師のほうも配置させて対応させていただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていますと、看護師資格を持っている方がいなくても大丈夫というふうに理解してよろしいですか、確認します。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

看護師が必要でないのかという部分につきましては、看護師を雇用することにより、気になるお子さん、支援を必要とするお子さんとかも保育園の中にはいらっしゃるの、丁寧な保育を実施するということがあると思いますので、その辺につきましては、状況を見ながら、現在の看護師配置以上に必要となる場合につきましては、その都度、臨機応変に配置のほうを検討させていただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 答弁が、予算のほうに話がいつちゃってるの。法的に月齢6か月の子どもさん、赤ちゃんを預かるときに、その保育園に看護師資格を有する人がいなくても預かることができるんですかと、今確認している。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

必要ございません。（不規則発言あり）法的に問題はございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 法的に問題ないということで、月齢6か月からお預かりする場合においても、看護師資格を持たなくてもやっていけるということで理解をすることでありますけれども、何かまいちすっきりしないなと思っています。

それと、ちょっと確認したいんですけれども、先ほど無資格の方1万5,000円という話であったんですけれども、これもいわゆる私先ほどから言っている児童福祉法の中の第3条の3の中に、市町村はということで、市町村の役割の部分がございます。その2項の中で、一部だけ抜粋しますよ、専門的な知識及び技術並びに各市町村区域を越えてとあるんですけれども、この専門的な知識及び技術となると、私はやはり有資格者であって、さらには6か月の子どもさんを預かるのであれば、看護師資格が必要ではないかと考えるんですけれども、村長、何か答弁があるみたいなので伺います、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） いずれにしましても、サービスの向上は努めていかなければなら

ない。ですから、その時点で、今は10か月ですけれども、6か月になるときは、そういった法的なことも根拠を整備しながら、やっていく所存であります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） サービスの提供は分かるんですよ。保育にかける方がいて、それを村は補っていかなくてはいけない、児童福祉法に定められていますよね。その部分は十分に分かるんです。しかしながら、子どもさんの命を預かるわけですよ。そのことをきちんと理解してやっていかないと、取り返しのつかないことになってしまうのではないですかと、私は心配しているんです。

今、子どもさんたち、いろいろアトピーとか、我々子どもの頃になかったような症状がいろいろありますよね、病気とかね。そういったものをきちんと理解した方が、その現場にいないで、本当に安心・安全な保育が提供できるのかということが、私は一番言いたい。

もう一度確認します。いかがですか、そこは。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員おっしゃること、本当に理解しております。ですから、そういうことのないように、しっかり対応していきます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） その言葉を一生懸命飲み込もうと今思っているんですけども、喉に引っかかっています。対応してまいります、対応、何というか、きちんと具体的なものを示していただかないと、我々ですら今不安がある。では、子どもさんを預ける保護者の方、家族の方、本当に大きな不安を抱えてくるのではないんですかね。そこをきちんと詰めていかないといけないと思いますよ。

これは多分押し問答になってしまうので、次の質問に入りたいと思いますけれども、処遇改善について、今答弁いただいたんですけども、今子育てをされている方を中心に、子育て、保育事業などに対するニーズというのは、多種多様だと思います。担当課におかれましても、要求、求めはいろいろかと思っていますよ。多種多様な要求が来ていると思います。

そこで伺いますけれども、多種多様化する保育ニーズに対して、対応を求められる保育士の方に対して、研修会の実施、情報の提供、共有化はどのようにするのか、また、保育士が様々に抱え込むであろうストレスのチェック、また、そのストレスに対するアフターフォロー、これについてはどのようにお考えですか伺います。この部分も、処遇改善につながるかと思っていますけれども、お答えください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

多様化する保育ニーズに対応するため、保育士の負担軽減やキャリアアップ支援を行い、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育できる環境づくりの構築に努めていきたいと思っています。また、先ほど議員おただしの保育士に対するアフターケアの部分につきましても、村として最善の努力をして、保育士の方が、先ほども答弁

させていただきましたが、将来に希望を持ち充実感を得ながら保育できる環境づくりの構築に努めてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今ちょっと触れていましたけれども、担当している福祉課に対しても、いろいろな保育のニーズとか子育て支援の様々なニーズが寄せられていると思うんです。それに対応されている職員の方、保健師の方、いろいろなストレスを抱えていると思うんです。ストレスチェックをやっているのは分かります、村でやっているのは。そのストレスに対して、どういうふうなアフターフォローというのを村はやってますか。総務課長、伺います、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

村では、正職員の方、あと会計年度任用職員の方全ての方を対象に、毎年ストレスチェックを実施しております。今年度も実施しまして、今年度は対象者の方の実施率が100%ということで実施をさせていただいております。

ストレスチェックの結果につきましては、各職員の方個人の方に通知をして、それぞれ対応というか情報提供をしております。その際に、何か村のほうで健康監察医ということで村内に開業されている角田ドクターに、健康監察医ということで依頼をしてやっておりますので、先生のそういった診断も受けられるような体制を取っております。

また、高ストレスというふうな診断になった方についても、同じように先生の医師の診察、あと相談ができるような体制を取って、そちらの高ストレスの方については、総務課のほうから、そういった診断を受けてくださいというようなお声がけをさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私は、その先が聞きたいんです、総務課長。言っている意味分かる。医師の診断を受けた、その結果が出ました、それに対して、どういうフォローをしていますかということ。窓口対応している職員というのは、かなりストレスかかるといいますよ。いわゆる今の言葉で言えば、カスハラとかいろいろなハラスメント行為的な部分があると思うんです。そういったものに対して、職員に対してどういうふうなフォローを取っているのかということなんですよ。例えば休暇をあげるとか、いろいろな愚痴を聞いてあげるとか、今思いつくのはそのぐらいしかないんですけれども、もともといろいろなフォローアップというのはあると思うんですよね。そういうのをどういうふうに対応取られていますかということなんですよ。

これ、ちょっと質問からずれていますけれども、そこが見えないと、今後民営化しようとしている保育園に対して、村はどういうふうを考えて、その部分はフォローしていくのというのが見えてこないの、ちょっと確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村のほうでは、高ストレスというふうな判断がされた方については、先ほど申したとおり、医師の診断を受けてくださいというようなフォローアップをしております。今まで何名か医師の診断を受けた職員もごございます。そういった方には、継続して医師の診断を継続して実施をするというような対応をしております。

あと受託事業者のほうでも、そういった対応をされていて、医師の定期的な、聞いたところによりますと、Z o o mでの医師の診断を全職員対応に受託事業者のほうではされているというふうにお聞きしております。

今後、村から派遣する職員についても同様に、ストレスチェックの実施とその後のアフターフォローは一生懸命やってまいりたいというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 担当課長、1つ確認します。

受託業者というのは、今保育園をお願いしているみずほ保育園とか、お願いをしている社会福祉協議会と捉えていいんですか、伺います。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 今回民営化する運営事業者になる予定の法人のほうでは、Z o o mを使った職員の健康フォローアップを、全職員対象に実施をしているというふうに、そういうふうに伺っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） そのように伺っておりますということで、これは協定書の中に盛り込まないといけないのではないですか。さらには、実際に実施されているのかどうなのかということも確認するというので、協定書に盛り込まなければいけない事項ではないかと考えますけれども、その部分はいかがですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後1時38分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時40分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午後2時まで休憩いたします。

（午後1時40分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 発言の訂正をお願いします。

先ほど保育士等处遇改善助成金事業の助成額の答弁で、資格なしの方は5,000円と答弁しましたが、正しくは7,500円です。議長において、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（真船正晃君） 許可いたします。

それでは、答弁願います。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

今回ご提示をさせていただきました協定書案の第16条に、本協定に定めるもののほか、西郷村立まきば保育園設置運営事業者選定に伴う公募型プロポーザル実施要領を遵守するものとするというふうにならざるを得ないというふうでございます。公募型プロポーザル実施要領の要件の中に、管理運営体制ということで、職員の健康管理、日常的な管理及び定期的な管理が十分に考えられているかというような項目がございます、それに基づいて審査がされ、今回、事業者の認定、選定というふうになったというふうを考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、村長の答弁の訂正の中で、無資格の人が7,500円ということで、私も先ほど質問の中で、無資格者に対して1万5,000円と発言したと思うんですよ。これはですから7,500円のほうに訂正していただきたいなと思います。（不規則発言あり）失礼しました。間違っていなかったということで、1万5,000円のままで。大変失礼しました。ちょっと別のことをいろいろ考えていたものですから。

あとは、ストレスチェックに関しては対応されるということで理解をしておりますけれども、きちんとそれが遂行されないと、保育士の方がいらついたりとか、いろいろなストレスによって、その影響が子どもさんに出してしまうのが非常に不安だということを申し上げて、これは保育士だけでなく、担当されている課の方も同じだということに思いますけれどもね。

村の大切な子どもさんたちを預かってもらうという意味では、きちんと確認をしていくべきだろうなということで申し上げました。ただ、そういうふうに話ししたから、民営化賛成かということ、決してそうではありません、私も。

続いて、子育て支援について伺いますということで、村が実施している子育て支援について伺いますですが、比較的ボリュームがあるというふうに私も理解をしておりますので、今回の資料請求を行いまして、村のほうから資料をいただきました。この内容を確認しますと、不妊治療助成から子どもの医療費助成まで様々な事業に取り組まれているということで、本当に村としても頑張っているところが、そこから読み取れます。

ただ、先日の全員協議会の資料の中で、これまで以上の保育サービスを含めた様々な子育て支援を実施していくためにはという説明がありましたけれども、今後どのような子育て支援をしていくのか、具体的にお考えをお示しいただければというふうに

思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

村といたしましては、妊娠期、出産後の乳幼児から就学までの間の節目ごとに、健診や保健指導の場で面談する機会を設けております。その際は、村の保健師、社会福祉士といった専門職が、困り事や悩みについて気軽に話しやすい雰囲気をつくりながら、その家庭が必要とする子育て支援につなげられるよう努めております。

また、健診など子どもが同席する場合は、保護者が子どもとどのような関わり方をしているかなどについて、直接確認することもできる貴重な機会でもございますので、その際に確認した内容をきっかけとして、後々の支援につながるといった場合もございます。そのほか、電話、来庁、訪問による相談を随時実施し、子育て世帯に寄り添った支援に努めております。

なお、令和6年度で本村において実施している子育て支援事業につきましては、福祉課にて3係及びこども家庭センターで連携しながら、子育て支援に努めております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま申し上げましたように、担当課とかが本当にいろいろ対応されているというのは理解をしております。別にリップサービスするつもりはございませんよ、それが仕事なので、やっていただいても当然だと思っていますので。

ただ、私が心配するのは、今国が進めるいわゆる行政DXですよね、デジタルトランスフォーメーションに国は推し進めている。そういった中で、この話をしたときに、私は行政はフェイスツーフェイスだと、顔と顔を合わせるのが基本ですよという話をしました。それに対して、村長も私もその考えだという話を前答弁されていましたが、では、具体的に、今回またお金の話になりますけれども、9,000万円のお金が余裕が出てくると、その中で具体的に、そのお金全額でなくても一部でも使って、どういうふうな子育て支援を行うのか。例えば子どもに関する保健師を増やすとか、新たなるこういう子育て支援を講じますとか、そういうものが見えてくれば、理解する部分もございます。

本日の冒頭の藤田議員の質問に対しても、具体的なお答弁がなかったというふうに理解しています。ですから、その部分が見えないと、果たしてどうなのかと考えるんですけれども、いかがでしょうか、もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

まきば保育園の民営化により、財源が生じる部分の一部につきましては、今回子育て支援事業として本定例会補正予算の部分に医療相談アプリ事業の予算を計上させていただきます。こちらは、村内に住所を有する妊婦及び18歳までの子どもがいる世帯を対象に、子どもの急な発熱や体調不良の際、アプリを活用して医師に相談することができる、また対処方法等のアドバイスを素早く受けることができ、妊婦や子育て世帯の不安解消が図られることを目的として、予算を計上しております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 補正予算の中で、その医療アプリということで、通信システムを使って子どもの病気の診断とか判断をしていただくというようなお話でしたけれども、私もたまにスマートフォンを使って自分の健康チェックをしてもらったりとか、デンタルヘルスを確認してもらおうとか、ちょっとやったりするときもありますけれども、果たしてそれだけで本当にいいのかなと思うんですよね。

今またふと思い出したんですけれども、本日冒頭の藤田議員の質問の中で、待機児童の話の中でしたっけかね、その中で、保育園を利用されている方、利用されていない方、そこに不公平感がどうのこうのという話がありましたよね。私、そのときに聞いて、さっきもメモしていたんですけれども、何が不公平なのか、何が平等なのか何が不平等なのか、ここがちょっと分からないなと思って、ここに村は着手すべきなのではないですかね。保育園を利用するしない関係なく、先ほど藤田議員は、ゼロ歳から2歳までのお子さんの保育料を無料化すべきだという話をされましたけれども、私もそう思う。利用するしない、それは個人のいろいろな考え、理由があつてだと思うんですけれども、それが平等なのか不平等なのか、そのことをいわゆる児童福祉法の24条の規定に基づいて、もう一度村は考え直すべきなのではないかなと思うんですよ、保育に欠ける者を。

ですから、保育園を利用する。保護者の方が保育できるから、保育園を利用しない。果たしてそれが、どれが平等で、どれが不平等なのかということを、今後十分に考えていただきたいなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思いますけれども。

次は、障がい児の就学・就労支援について伺いますということで、内容をちょっと変えて伺いたいと思うんですけれども、まずはじめに、障がいについてですけれども、以前、私この場でもお話ししたかと思うんですけれども、私は障がいについてそれぞれの個性だというふうに考えているし、そういうふうに捉えています。

私たち一人一人が、いわゆる顔つき、体つきが違う、それと同じような捉え方をしております。それぞれの個性だと考え、その個性を生かした、その個性を大切にした就学・就労について、村ではどのように関わり支援されているのか伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

まず、障がい児の就学支援について説明させていただきます。

はじめに、村で実施する乳幼児健診の結果、発達に苦手さのある児童を対象に、保護者の同意を得た上で、各保育園、幼稚園へ出向き、巡回訪問を実施しております。この巡回訪問では、障害や発達を専門とする相談支援専門員と村の専門職とで各保育園、幼稚園を訪問し、集団生活の様子を観察させていただき、発達に苦手さのある児童に対する接し方や環境面での配慮に関する指導、助言を行っております。

巡回訪問の対象者の中で、就労支援が必要と思われる児童に対しては、保護者の方と就学に向けての面談を実施します。面談の結果を受け、個々の発達、特性に合った

支援を行っております。具体的に申し上げますと、適切な療育支援を受けることのできる児童発達支援事業所のご紹介、事業所の見学同行支援、また年中の年齢の保護者に対しては、就学のお話をさせていただき、学校見学を経て、医療機関の話や教育支援委員会の流れなどを説明させていただき、適切な学びの場につないでいくといった支援を行っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいて、村の取組としては十分理解をするところがございます。

今回いろいろ調べている中で、厚生労働省が出している地域共生社会の在り方検討会議という会議があるそうですけれども、この会議の中で、重層的支援体制整備事業ということが議論されているそうです。今回その資料をちょっとピックアップして見てみたんですけれども、これ、簡単にまとめてあるやつだと思うんですけれども、これ、正直、何回読んでも分からない。この重層的支援体制の整備事業の中で、3つの基本的な柱があって、その考えの中で、私が通告した就学支援、あとは就労支援の部分も出てくるのかなと思うんですけれども、これまず読んでいて、誰が誰を支援するんだというのがあるんです。

それは別の話なので、あれなんですけれども、今、担当課長が言われたように、相談支援で他機関協働事業を実施するとか、いろいろ書いてあるんですけれども、この子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者に対する相談支援、孤立しないように地域づくりが目的だというふうに、何となく目的がそこにあるのかなというふうには思うんですけれども、ここで一番私が言いたいことは、村の子どもたちが、それぞれの個性を生かした学習が受けられる環境づくりがまず必要だと考えます。それと、村においてはいわゆる15の春、あとは18の春、それぞれの個性を生かしたそれぞれに希望する道へとつながるような様々な支援を行うべきだと考えますけれども、これらに関しては、教育委員会も含めて、どのようにお考えになるのか確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

切れ目のない子育てということで、今義務教育関係におきましても、令和3年にこの議会で条例をつくっていただきましたが、教育支援委員会、こちらのほうで年間4回ほどにわたって定期的に支援委員会を開きながら、それぞれの子どもたちの支援に応じた適正な判断ができるように、関係の機関の方々からご相談をいただいて、適切な方向に子どもたちが支援を受けられるような方向に検討していただいております。

つまり、義務教育関係では、支援学級というものがございまして、知的それから肢体不自由また情緒、それぞれの適正に応じた判断をしていただいて、子どもたちが自己実現できるような取組を進めております。また、それに対応した先生方の配置なども大変困難にはなってきてはおりますが、できるだけそのような専門の先生を配置しながら、子どもたちの自己実現が図られるように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 教育委員会での取組は何となく分かるんですけども、この中で、先ほど3つの基本的な柱の考えと言いましたけれども、2点目に、参加支援の事業ということで、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援とあるんですけども、そうすると、例えば子どもたちがこういうことをやりたい、こういうことをやってみたい、こういうのに興味があります、それを具体的に村は本人のニーズを聞いて、西郷村の中にある様々な支援できる方とか、いろいろな方がいらっしゃるよ、事業者もあると思いますけれども、そういった方のマッチングというんですかね、つながりをどういうふうに支援していくのかなと、そこをちょっと聞きたいんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、連携事業ということで、特別支援を担当する先生方、そして養護学校の先生、それから専門の先生を含めた連携の研修会を毎年行っております。そういった中で、義務教育を終えた後の就労あるいは進学等も含めて、検討を進めております。こちらにも個別の支援・指導計画というものを作成しております、こちらを例えば進学をする場合には、西郷村の特別支援学校のほうへのつなぎをする、あるいは就労した場合には、その施設等も含めて、継続しながら子どもたちのニーズに合った、また要望のあったものについて検討を進めて、進学あるいは就職のほうを進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 教育委員会の今の取組というのは、十分理解をする部分がございます。

今回この重層的支援体制の整備事業の中で見えてくるというのが、地域資源との間を取り持つという、いわゆるマッチングです。さらにはトラブル時のアドバイスなんかも含めたコーディネートの部分も、この中に、計画に入っています。そこを村としては、今後どういうふうに捉えていくのかなと思うんですよ。

これ、子育て支援の一つの中で捉えていくべきものかなというふうには考えているんですけども、例えば話を出しますと、私は今農家をやっていまして、ある子どもさんが農業をやりたいという話が今何件かあります。いろいろ考えるんですけども、私は専門的な知識を持っていない。その子どもさんの個性に合わせた専門的な知識を持っていないので、安易に受け入れても、果たしてその子の本当の個性を伸ばしてあげることができるのかと悩むときがあります。そのときにアドバイスしてくれる方がいてくれれば、私は農家としてプロとしてやっていますので、プロの農業者として、その子に接することができる。場合によっては、その子の才能を農業の部門で伸ばしてあげられることもできるかと思います。

しかしながら、その子の個性に合わせた対応に十分不勉強な部分もありますので、

そういったことの支援というんですかね、プロの農家が、私の話で恐縮なんですけれども、プロの方がいて、その脇からサポートする、アドバイスする、そういった方の育成とか発掘というのは、村としてどのようにお考えになりますか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

子どもたちのキャリアでございますが、小学校、中学校を通して、子どもたちのキャリア教育は進めております。例えば自分に合った将来にどんな職業を選ぶか、あるいはどんなものが自分に合っているかなどを、自分で体験を通して進めるような取組も進めております。

中学校におきましては、実際に2日間ほどかけて、それぞれの自分の希望する職業に体験をしてくる、あるいはそういったところに見学をして、自分を知るというふうなことも含めてやっておりまして、実際に具体的に現場の方との話をしながら、お話を聞きながらということで進めたりしております。いろいろな体験を含めて、自分のキャリアを高めていったり築いていったりということで進めております。

また、それに対する支援というのは、基本的に地域の方々あるいは職場の方々のご協力をいただきながら取り組んでいるところでございます。

学校としてはキャリア教育で、そのような体験活動として進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私も重層的支援体制整備事業についてということで、これ、何回か読んだぐらいで十分理解できていないので、また改めて質問をどこかの場面でしたいなと思っていますけれども、一番ここで言いたいのは、村の子どもさんたちが個性を生かして、その個性を十分に発揮できるような、そういった教育環境をつくっていただきたい、教育長にはそのお話をしたい。あとは村に対しては、個性が生かされた、個性を伸ばせるような、そういった就労支援をしていただきたいなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、特定健診と介護保険事業についてということですが、時間も大分ないので、今回これ質問通告をして、担当課の方とお話をされていて、あれと思ったんですけれども、これはちょっと私の勇み足がございまして、よく予算書、決算書の中に、インセンティブという言葉が出てきますよね。これ、行動を促すということで、国からインセンティブに関しての補助金みたいなのが予算、決算の中に組み込まれているので、そこでちょっと考えがショートしてしまったんですけれども、この特定健診に関して、高齢者の医療の確保に関する法律、この下に特定健診というのが始まったんですね、たしか。2008年から開始されて、2012年が第1期、2013年から2017年が第2期、この1期か2期の段階で、私が今回引っかかった部分が、話が出たんですけれども、厚生労働省の諮問機関、審議機関の会議の中で、特定健診のまず受診率、あとメタボリックシンドロームの出現率、そして出現した人に対しての保健指導の改善率、これに応じて介護保険の事業の

交付金を国は調整するということを提案してみたいんですね。

このときに、いわゆる全国の首長さんたちから会議の場で、猛反発があったそうなんです。このことがまるっきり今回抜けてしまって、質問通告を出したんですけれども、そのときに厚労省は全国の首長さん、市町村長さんから猛反発があったということで、その考えを凍結したんですよ。撤回ではないです、凍結なんです。凍結ということは、いつかもしかすると解凍するのではないかと、私はそのことが今回心配になった、今回解凍したのではないかと思って、この質問を入れてしまったんですけれども、まだ解凍はしてないんですよ。ですから、いつ介護保険事業の交付金が調整されるか分からない状況にあるということで、村においてはまず、村の方の国保加入者というのは限定的な話にはなりますよね、特定健診ですから。健康的な生活の維持、介護予防のためのさらなる取組、そしてさらには国に対して、それらの情報を十分に注意しておくべきではないかと考えますけれども、ちょっと漠然とした考えなんですけれども、国の情報をまず収集、十分にすべきだということと、村民の方の健康受診に十分に努めるべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 13番上田議員のご質問にお答えいたします。

特定保健指導の結果と国からの介護保険事業交付金の関連についてですが、今のところ特定保健指導の結果が介護保険事業における保険者機能推進交付金や介護保険努力者支援交付金といったインセンティブ交付金の額に直接影響があることはありません。しかしながら、これらの交付金は、村が行う地域支援事業及び保健福祉事業、介護予防、日常生活支援総合事業など、自立支援重度化防止等に資する施策の推進等に関与する取組に対し交付されるもので、大きな意味では特定保健指導により健康状態や生活習慣を改善し、若い世代から健康に対し意識付けしていくことが、介護保険予防の一環であると考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今答弁いただいたんですけれども、私が一番気になっているのは、いわゆる予算説明会の中でも決算説明の中でも、保険者インセンティブ交付金という言葉がいまだに残っているんですよ。これは先ほど言いましたように、メタボリックシンドロームの出現率から、保健指導による改善率に応じたもので、介護保険のいわゆる調整交付金、国から来る25%とありますよね、そのうちの5%の調整交付金がありますよね。そこで調整されるという話が、先ほど言いましたように第1期か第2期の頃に話があって、ここで話をして、その部分だけが頭に残っていたんですけれども、ですから、そういったことが起きないように、まず国の情報収集をすべきですよという話をしました。

それで、あとはこれ、令和6年度の当初予算の中の資料を見ていて、令和5年度の本村のインセンティブの評価の採点結果が出ていますけれども、いわゆる100点中、村は61点ということで、比較的全国的にもレベルが高いほうなのかなということで、それぞれ保健指導を頑張られているだろうし、村の村民の方も該当する方は十分に配

慮されている部分もあるのかなと思うんですけれども、私ごとを申し上げて申し訳ないんですけれども、私は保健指導の要請を受けても、なかなか言うことを聞かない一人なものですから、そういったものに対して、きちんと指導を強めていただきたいなというふうに話をしておきます。

そうでないと、先ほどから言っているインセンティブ、国からの交付金が、もしかすると結果が低いので交付金を下げますよ、介護保険の25%の5%枠の調整交付金、これを減らしますよという話が来たのでは、結局、介護保険加入者に全員に影響が出てしまうということで、担当課として十分注意していただきたいなというふうに思います。

それと、最後にもう一つ、上記質問の要旨について国保を除く公的医療保険についても伺いますということですが、これは非常に分かりづらいと思います。現在日本においては、国民皆保険ということで、全ての国民は何らかの公的保険に加入しなければならないとなっていますよね。

市町村が運営する国民健康保険以外の保険加入者については、この特定健診の受診率、メタボの出現率、改善率についての結果が、今村には入ってきているし、見える化になっていますよね。

しかしながら、国保以外のそれぞれの保険事業者が運営する保険に関しては、全然見えない。しかし、国の考え方が、先に話したように、保険事業者の取組状況、改善率、それらに応じて介護保険の調整交付金の部分で調整される可能性がありますよということで、それがもしかすると村の介護保険のほうに影響するのではないかと考えるんですけれども、言っている意味、分かりますか。

国保を含めて今6保険事業がありますよね。国保は村が実施しているので、その結果というのは村に明確に見える。それ以外の社会保険に関しては、それぞれの組合なり団体が運営しているので、その結果というのは見えない。それぞれの国保以外の保険に加入されている方が、例えばメタボリックになりました。改善率が低かったです。その影響が、その方が介護保険のほうに40歳から入ってくるわけですが、そういった方の影響が、村が実施する介護保険事業のほうに影響が及ぶ可能性があるのではないかと考えるんですけれども、これをいろいろ確認したいなと思ったんですけれども、まず情報が出てこないで、確認することがなかなかできないなと思うんですけれども、これは無理を承知でお話しします。

あらゆる方策を講じて、今言った対応を取るべきではないかと考えます。ひいては、これをちゃんとやらなければ、知らず知らずのうちに村の介護保険加入者にいろいろな影響が及んでいる可能性もあるということを申し上げて、きちんとあらゆる方法を使って、村においては確認をすべきだと申し上げて、私の一般質問を終わります。

これは答弁できないよね。（不規則発言あり）了解です。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14 番 大石雪雄君

1. 一般行政について

○ 14 番（大石雪雄君） 通告順に従いまして、一般質問を始めます。

始める前に、朝からの議員さん 2 人の質問で、9,000 万円というのが頭に残ったままになっていて、自分の一般質問ができるかどうか分からなくなっています。そんな中で、財政課長、そんなに村の財政は厳しいんですか。

質問は入れてないんですけども、答えてください。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 大石議員の一般質問にお答えします。

その財政指標から見ただけでは、財政力、令和 6 年では 1.21、普通交付税については不交付団体となっておりますので、ただ、普通交付税につきましても、財政力が低い市町村に国のお金が傾斜されていくものですから、一概に財源について不交付団体のほうが多いという、若干多いだけなんですけど、そういう制度になっていきますので、はい。（不規則発言あり）財政的にはあまり悪くはございません。

○議長（真船正晃君） 14 番大石雪雄君。

○ 14 番（大石雪雄君） 大変無理を言って、財政課長に答弁させて、申し訳ありません。

この一般質問、午前中からずっとやっている同僚議員がいますけれども、相手方のお世話になる企業さんも、しっかり見ていると思うんですね。どうしても 9,000 万円、9,000 万円ばかり頭に上がって、何が効果あるんだというところが理解できない。

財政をよくするのは、そういう批判することだけではなくて、私が思うのには、やはり企業誘致をどんどん進めて働く場所をつくるんだということで、あえて質問を入れました。

最少の予算で最大の効果を生むのは、これは行政にとって言わずにして知っていることだと思うんですね。だから、いつでも最大の効果を生めるのは何だろう、この数十年、企業は行政が働いて、企業が村に誘致したというのは何件ありますか。その辺からお答えください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員の一般質問にお答えいたします。

これまでの状況ということでもありますけれども、過去の企業誘致についてでございますが、村が産業用地を整備して集中的に企業誘致を実施していたのが、東北新幹線が開通した昭和 57 年から昭和 63 年にかけて、この間に 4 つの工業団地、坂の影工業団地、大平工業団地、梶山工業団地、上野原工業団地を造成し、計 14 の企業に立地をいただきました。その後、平成 12 年の長久保工業団地の造成を最後に、村での工業団地の造成は行っておらず、現在は民間遊休地の利活用のためのマッチングを中心とした誘致活動を行っているところでございます。

直近の企業誘致の実績といたしましては、今年度、食品製造業の企業と立地協定を締結し、来年春の操業予定となっております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変立派な答弁書を書いていただいて、村長のほうから答弁がありました。私は議員歴38年が過ぎていますかね、よっぽどこの企業誘致に対しては、議会が混迷するほど、毎回の毎、土地の取得について、土地の処分について、村長は金儲けしているのか、助役はそれを仕事にしているのか、そういう中で、上野原工業団地、大平工業団地、坂の影工業団地、そして梶山工業団地、長久保工業団地はつい最近、菊地國雄村長のときに、宝酒造で企業誘致していました。

大変議会は混迷ですよ。それこそ不動産屋ではないと言われるほど、それこそ大変な時期を私は経験しています。そして、次の村長になってから、1件も、1件ではない、宝酒造を誘致していきました。その後の村長は、1件もありません。

行財政を見直して行って、民間委託するのもいいでしょうけれども、それはそれで執行部の方々、そして課長さんがこれだけいて、縦割り行政をやっていて、一方ではしっかりそれをやる、一方ではしっかりこの企業誘致もやるというのなら分かるんですけども、偏り過ぎるんですよ、やはり。

そんなことで、前回の9月1日の一般質問で、私はがっかりしましたよ。企業誘致について答えてください、誰も答えないじゃないですか。でなかったら、私今回は質問しません。それだけにたるんでいるんですよ、皆さん。

村長、どう思いますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

たるんでいるかという質問ですけども、職員は一生懸命やっているとは私は思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長、あの質問に対して答えられないということは、たるんでいるんです。すぐに答えられないんだから。やはり気合いを入れてやっていただきたい。まして昨今では、報道番組で女性の方が誘致するのが多いというんですね。それは、女性の参画する企業が地方に少な過ぎるというんですね。ですから、やはりその情報をキャッチしながら、企画政策課はそれをいち早く引き入れて、そして課に回すとか、そのための企画政策課であって、質問したって何の答えもない、冗談じゃないですよ。

それで、昨今国会で地方創生について総理大臣が一生懸命言っています、地方が活性化しなければならないんだって。活性化するためには、国がそういう制度を打ち出して、活性化するためにはこういうことをやりたいんだけれどもと言いながら政策を練りながら、国に言って予算をもらうくらいの話しただけいいのではないですか。せっかく総理大臣が地方を創生して東京一極集中にはさせないんだと、これから地方の時代なんだと、歴代の誰でしたっけ総理大臣ね、あれですよ、地方創生に1億円を全国市町村に1億円ずつ補助金としてあげて、皆さん村を挙げて考えてくだ

さいと、みんな考えたでしょう。西郷村だってヤシオドウダンツツジを1軒1軒残らず配布して、残った金は、残った補助は基金として、健全育成基金として取り入れて、そして当時は7%の利子がつくことによって、それで中国の蕪県と利子で健全育成をしようといって、中国に派遣したんですよ。

ですから、今がチャンスだと、総理大臣が地方創生をうたっている以上は、どこかしら補助くれるところあるかもしれないと思うんです。亡くなった、泉崎村の村長は、暇さえあれば東京に行って、県に1つしかない予算をいただいてきたといううわさは、私は若年の議員のときに何回も聞かされています。

ですから、せっかく総理大臣がこれだけ地方創生で騒いでいるんですから、官庁だってこっちに持ってきてもらったっていいんですよ。もっとレベルの高い、もっと勇気のある政策を練っていただきたい。そして、葎ノ目工業団地の何とかという会社の名前は出したくないんですけども、あれは40年以上、多分40年以上、50年にはならないと思うんですけども、私が議員になる前から、あのままになっているんですよ。働きかけているんですかね。

何とかあの企業を立地していただだけませんか、働きはかけているんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

葎ノ目のところは、私も承知しておりますけれども、まだいろいろな話もありますけれども、それ以上進まないということが現状でありますね。あそこは地盤が悪いということ、非常にそういうことがありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） どうしても私の持ち時間の中で終わらそうとして、できるだけ短い間で質問を終わらそうとしているから、息荒れながら大きな声を出して言いますけれども、やはり行革を進める反面、やはり歴代の新幹線を西郷村に持ってきたという、この偉大な先人、そして新白河駅ではなくて、白河インターチェンジを持ってきた偉大な先人、その先人が、私が前にも言ったように、村創立100周年記念に伸びゆく西郷100年というキャッチフレーズのついた名刺を、私はいつも大事にしています、先人の遺言だって。それこそ、今だからこそ、企業が張り付いて、ある程度のんびりした状態で、あの行政もいられるけれども、やはり先人が望む新幹線がオープンしてからの100年、新幹線は何のためにあるんだ、東京から仙台からちょうど半分の距離の真ん中に、我が西郷村の新白河駅があるんですよ。多少なりの距離は違うでしょう。

そういうところで考える中で、私はやはり女性が、男性、女性と言うと今は何ハラでやられますけれども、マスコミが言う女性が自分の力を発揮するために都心に行ってしまうと、女性が都心に行ったら、男性はどうなるんですか。それをしっかり成人式のアンケートの中に、IT産業を誘致してはどうですかというアンケートが出ているんですよ。それを質問したって、答えがない。とんでもない話だ。

村長、どう思いますか、これ。企業イコール村民を減らさない、逆にほかの町村か

らも西郷村に住んでいただけるという意味で、ちょっと企業誘致、努力してみませんか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、新幹線そしてインターチェンジ、本当に先人たちの並々ならぬ努力で今日に至っております。また、現役世代も頑張っております。それにおごることなく、さらにやはり人口減少に歯止めをかけながら、人口増加に努めていかなければならないと思っております。

先ほど女性の流出という話がありました。確かに20代、30代の女性がいなくなることは、自治体消滅可能性ということで、今年の4月に新聞に大きく取り上げられました。

そんな中で、女性の流出、ここ10年のほどで、村は若干減っております。しかしながら、県で見ると、全国ワースト1位ということになっております。そんな中で、今ほど企業誘致、私も今まで努めてきましたけれども、いつも年始に企業回りをするんですけれども、皆さん、今年もそうなんですけれども、人が足りないということが大きなネックになっております。

そうばかり言ってもおられませんので、あらゆる産業、こちらが選択するのではなくて、いろいろな産業を模索しながら、トップセールスにも行っていますし、福島県事務所、そこにも行ったりして、あらゆる手を使いながら、まずは雇用もそうですけれども、選ばれる西郷に向けて、引き続き頑張っていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長、時代も変わっているし、情勢も変わっていると、そういう意味では私も理解できます。でも、やはり先人ができたことが、これだけ時代が進んでいる中で、できないことはないと思うんです。会津の代表の西郷村だというくらい、会津の方々が仕事に来ればいいのではないですか。会津にも会社はいっぱいあると思いますけれども、そういう意味で、那須町から来るのもいいでしょう。

努力をすることによって、成果が得られないとしても、やはり努力しているんだと、そっちも努力しているけれども、こっちも努力しているんだというのが行政でしょう。片っ方だけば一んと上がって、目立っちゃって、片っ方は何やっているんだってなりますよ、やはり。ですから、その辺しっかりとお願いいたします。

午後3時までだということで、あと休議が入るのが午後3時までだということで、取り急ぎ、いつもはゆっくりしゃべるんですけれども、取り急ぎ午後3時で終わらそうとしております。

1点だけなんです、三菱製紙が今回会社名が変わると思うんですが、村長には挨拶には来ていらっしゃるんですか。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

その企業とは、何回かお話しさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 次に来る企業名は、私も名前を出しませんけれども、その来る企業のほうが挨拶に来ているんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） （不規則発言あり）大変申し訳ありませんけれども、答えられないので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 企業には企業秘密というのがありますから、よく村長の判断の下、今後努力していただいて、せっかくのせっかくですから、そういうことで努力していただくことを念頭に、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月10日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時58分）